

防整施（事）第144号
28.3.31
一部改正 防整施（事）第226号
30.6.15

大臣官房長
整備計画局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

なお、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第17号。27.10.1）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領

(趣旨)

- 1 防衛省発注機関（契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る測量及び建設コンサルタント等業務（以下「技術業務」という。）を建設コンサルタント等へ委託する場合の事務処理については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び防衛省所管契約事務取扱細則等の関係法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- 2 この要領において、技術業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) I類
 - ア 基本構想
 - イ 環境アセスメント業務（環境調査を含む。）
 - ウ 基本設計・基本的な検討
 - エ 実施設計（基本的な検討を含む。）
 - オ 資料収集整理業務等、ア～エ以外の技術的な検討を含む業務
 - (2) II類
 - ア 測量調査
 - イ 土質調査
 - ウ 土壌汚染状況調査
 - エ 既設建築物等診断調査
 - オ 資材価格調査
 - カ 電波障害調査等、ア～オ以外の調査業務
 - キ 実施設計（基本的な検討を含まない。）
 - ク 事業監理業務（防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、工事監理業務、積算・検査業務等の支援業務）

(契約の方式)

- 3 技術業務の契約は、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（平

成6年1月18日閣議了解。以下「行動計画」という。)に基づき、建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達について(防経工第3661号。6.6.22)及び建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる提供施設の調達について(防整施(事)第135号。28.3.30)に該当する場合を除き、次に掲げる方式により行うものとする。

(1) 公募型プロポーザル方式

前項第1号アからオまでに掲げる技術業務のうち、1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の案件については、本方式によることを原則とする。ただし、行動計画の規定により「新たなガット政府調達協定における我が国のオファーで除外されている定型的な単純業務が単独で発注されている場合」に該当する案件については、適用しないこととし、また、安全保障に係る調達(2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第3条第1項に規定する国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達をいう。以下同じ。)に該当する案件については、別に定める公募型プロポーザル方式によることとする。

(2) 簡易公募型プロポーザル方式

前項第1号アからオまでに掲げる技術業務のうち、前号に示すもの以外の案件については、本方式によることを原則とする。

(3) 標準プロポーザル方式

前項第1号アからオまでに掲げる技術業務のうち、やむを得ず前号の手続がとれない場合であって、契約担当官等が適当であると認める案件については、本方式によることができるものとする。

(4) 一般競争入札方式

前項第2号アからクまでに掲げる技術業務については、本方式によることを原則とする。ただし、第1号に規定する財務大臣の定める額以上の案件であって、安全保障に係る調達に該当するものについては、別に定める一般競争入札方式によることとする。

(契約書)

- 4 技術業務の契約は、整備計画局長が定める委託契約書により契約を行うものとする。

(積算価格)

- 5 予定価格の基礎となる積算価格は、整備計画局長が定める積算価格算定要領に基づき算定するものとする。

(協議)

6 この要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局長と協議するものとする。

(委任規定)

7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、整備計画局長が定めるものとする。